

南部地域活性化構想推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 「南部地域活性化構想」(以下「活性化構想」という。)を推進するため、「南部地域活性化構想推進本部会議」(以下「本部会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化構想の推進に関し必要な調査審議
- (2) その他、活性化構想の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は都市経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は都市計画推進部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、本部会議の事務を総理し、本部会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

(連絡会議)

第6条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、議長及び委員で組織する。
- 3 議長は、都市経営部経営戦略課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議の委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要があると認めるときは、委員を追加又は変更することができる。
- 5 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する

(関係者の出席等)

第7条 本部会議は、所掌事務の調査審議等のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、都市経営部経営戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年（2016年）12月12日から実施する。

この要綱は、平成30年（2018年）11月1日から実施する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月23日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

別表第1

本部会議の委員となる者

危機管理監
都市経営部長
都市活力部長
環境部長
市民協働部長
福祉部長
こども未来部長
都市計画推進部長
都市基盤部長
教育委員会事務局長

別表第2

連絡会議の委員となる者

都市経営部	経営戦略課長
	危機管理課長
都市活力部	魅力文化創造課長
	スポーツ振興課長
	産業振興課長
環境部	公園みどり推進課長
市民協働部	コミュニティ政策課長
	地域連携課長
福祉部	地域共生課長
こども未来部	こども政策課長
	こども事業課長
都市計画推進部	都市計画課長
	都市整備課長
都市基盤部	交通政策課長
	基盤整備課長
教育委員会事務局	学校施設管理課長
	学校教育課長